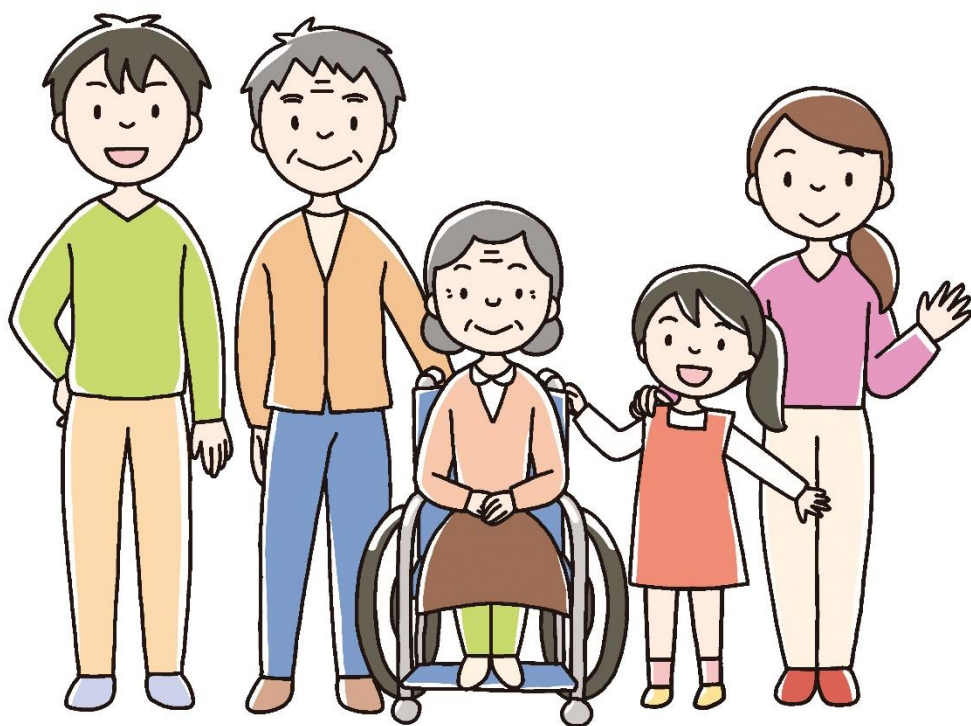


# 高取町 第9期介護保険事業計画及び 高齢者保健福祉計画

概要版



令和6年3月  
高取町

## 計画策定の趣旨

高取町（以下、「本町」という。）では、「高取町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」に基づき、「生涯にわたって一人ひとりが輝けるまち 高取」を基本理念とし、高齢者福祉施策を展開してきました。今後も引き続き、医療・介護の連携強化等により地域包括ケアシステムの充実に取り組むとともに、介護予防、認知症対策、高齢者の社会参加の推進等を重点的に進めていく必要があります。

これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づく、「高取町第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（以下、本計画という。）」を策定します。

## 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画として、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画として、それぞれ策定するものです。


老人保健法の廃止に伴い、同法に基づき実施されてきた老人保健事業は、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康増進法」に基づく事業として引き継がれています。

本町においては、「介護保険法」に基づく介護保険事業計画と、「老人福祉法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康増進法」に基づき策定される高齢者の総合計画である市町村老人福祉計画とは密接に関わるものであることから、両計画を引き続き一体のものとして策定します。

## 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間で1期とする計画とします。

団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年や、中長期視点として、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22年（2040年）を見据えて計画を定めます。



(年度)

R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029		R22 2040
第8期計画			第9期計画 (本計画)			第10期計画				

## 計画の基本的な考え

本計画では、高取町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、「生涯にわたって 一人ひとりが輝けるまち 高取」を計画の基本理念とします。

### 《 基本理念 》

## 生涯にわたって 一人ひとりが輝けるまち 高取

### ■ 基本目標1 健康づくり及び介護予防の推進

高齢者が年齢を重ねても自立して生活するために、地域全体で介護予防を進めていきます。また、高齢者が生活の中でいつまでも尊厳と希望を持ち続けられるよう、地域社会の中で自身の経験や知識を活かし、活躍できるような環境づくりとともに、「地域共生社会」の実現を目指します。

### ■ 基本目標2 高齢者を地域で支える体制の整備

地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化・整備を図るとともに、必要な方に適切なサポートを届けられるよう包括的に支援していきます。また、地域課題の把握をはじめ、関係機関や専門職との連携促進に向けて、地域ケア会議の推進に努めます。

### ■ 基本目標3 介護サービスの充実と家族介護者への支援

高齢者本人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、適切なサービス提供に向けて、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、介護人材の確保・育成に取り組みます。また、高齢者と介護者の負担軽減のために、情報提供や相談体制の充実に努めます。

### ■ 基本目標4 認知症ケア体制の整備

認知症予防への取り組みをより一層充実させるとともに、認知症のある人など高齢者にやさしい地域を目指して、認知症に関する住民の理解促進、医療・介護等の連携による、認知症ケア体制の強化、家族介護者の負担を軽減する支援の充実に努めます。認知症になったとしても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域環境で自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた取り組みを行います。

### ■ 基本目標5 介護保険事業の適切な運営

介護支援を必要とする人やその家族に対して、効果的・効率的な介護保険サービス利用ができるよう、介護給付の適正化やサービスの質の向上に取り組み、介護サービス利用者に寄り添った支援の提供を目指します。

# 施策の展開

## 基本目標

# 1

## 健康づくり及び介護予防の推進

### (1) 壮年期からの健康づくりの推進

- 健（検）診の受診促進と保健指導の継続
- 健康教育の推進
- 健康相談・訪問指導の推進



### (2) 介護予防の推進

- 介護予防・生活支援サービスの推進
- 一般介護予防事業の推進
- 介護予防普及啓発事業
- いきいき百歳体操の推進
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

### (3) 生きがいづくりの支援

- 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 老人クラブ活動の促進
- 高齢者の就労支援
- 移動手段の確保

## 基本目標

# 2

## 高齢者を地域で支える体制の整備

### (1) 在宅医療・介護の連携

- 在宅医療・介護連携の充実
- 在宅医療についての知識の普及
- 退院調整ルールづくり推進事業

### (2) 多職種連携体制の構築

- 地域ケア会議の充実
- 個別ケースの検討と地域課題の把握
- 地域資源の把握と課題解決

### (3) 安全・安心なまちづくりの推進

- 高齢者の見守り体制の充実
- 1人暮らし高齢者への支援
- 地域包括支援センターの機能強化
- 災害時等における高齢者支援体制の確立
- 災害や感染症対策等の推進

**(1) 介護サービスの充実**

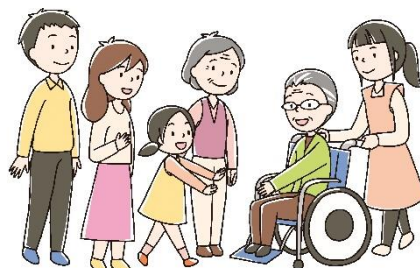
- 居宅サービスの充実
- 施設サービスの充実
- 地域密着型サービスの充実
- 共生型サービスの検討

**(2) 介護人材の確保・育成**

- 介護人材の確保
- 介護支援専門員に対する相談・支援
- 業務の効率化
- 専門研修の実施
- 介護支援専門員の資質向上

**(3) 家族介護者への支援**

- 相談・支援体制の充実
- 介護者の就労継続支援の充実
- 家族介護支援事業

**(1) 認知症への早期対応の推進**

- 認知症への理解の促進
- 相談体制の充実
- 学校や職場への啓発の推進
- 認知症初期集中支援チームの体制強化

**(2) 認知症高齢者を支える体制づくり**

- 認知症サポーターの養成
- 認知症ケアパスの活用促進
- 認知症高齢者の見守り体制の充実



### (1) 介護サービスの適切な利用

- 広報等の充実
- 介護保険制度等の周知
- 事業者への指導・助言
- 介護サービス事業者情報の公表促進
- 介護保険等に関する相談体制の充実

### (2) 高齢者の権利擁護

- 成年後見制度利用支援事業
- 高齢者虐待防止のための取り組み



### (3) 介護給付の適正化

- 要介護認定調査の適正化
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 住宅改修等の点検
- ケアプランの点検実施
- 介護給付費の通知





## 第9期(令和6～8年度)介護保険料の算出

本計画期間における第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料基準月額は、6,000円となります。

(第8期:6,000円)

①～⑧単位:円/年

	第9期計画期間			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①標準給付費見込額	2,501,170,820	826,405,497	833,849,448	840,915,875
②地域支援事業費見込額	245,664,822	81,204,083	81,881,653	82,579,086
③第1号被保険者負担相当額 (①+②)×0.23	631,772,198	208,750,203	210,618,153	212,403,841
④調整交付金相当額	131,044,482	43,281,379	43,687,455	44,075,648
⑤調整交付金見込額	189,388,000	63,537,000	62,735,000	63,116,000
⑥準備基金取崩額	46,200,000	/		
⑦保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額	3,332,000			
⑧保険料収納必要額 (③+④-⑤-⑥-⑦)÷⑨	527,059,034			
⑨予定保険料収納率	99.4%			
⑩所得段階別加入割合補正後の 第1号被保険者数	7,320人	2,471人	2,440人	2,409人
⑪保険料の基準年額 ⑧÷⑩	72,000円			
⑫保険料の基準月額 ⑪÷12か月	6,000円			

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

高齢者の介護を社会全体で支えていく目的で始まった介護保険制度の運営は、保険者である本町が行っています。介護保険の総給付費に対する財源構成は、公費と保険料が50.0%ずつとなっており、保険料のうち第1号被保険者の負担率は、第9期計画では、第8期計画と同様23.0%となりました。

# 第1号被保険者の所得段階別介護保険料について

65歳以上の人介護保険料は、市町村ごとに介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに所得に応じて決められます。 ※（ ）は軽減前の割合、保険料

第9期所得段階区分（13段階）		基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 ③世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	0.285 (0.455)	20,520円 (32,760円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.485 (0.685)	34,920円 (49,320円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人	0.685 (0.69)	49,320円 (49,680円)
第4段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	64,800円
第5段階 (基準額)	世帯のだれかに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人	1.0	72,000円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	86,400円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	93,600円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	108,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	122,400円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	136,800円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	151,200円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	165,600円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	172,800円

高取町第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画《概要版》

発行年月：令和6年3月 発行者：高取町

〒635-0154 奈良県高市郡高取町観音寺 990-1

TEL：(0744) 52-3334 FAX：(0744) 52-4063